

ねんきん通信

国民年金保険料納め方いろいろです！

国民年金は20歳から60歳までの国民が原則全員加入し、保険料を出し合っただけで安心を支えあうための制度です。みんなが年金のある安心した生活を送るためにも、保険料の納付は欠かせません。

保険料を納め忘れてしまうと、事故や病気で障害を負っても障害基礎年金が受けられません。また、将来受ける老齢基礎年金も減額されたり、受給資格期間を満たさず受け取れなかったりする場合があります。

国民年金保険料をきっちりしっかり納めることが、日々における安心につながります。今回は、保険料の納付方法についてお知らせします。

◆現金で！

社会保険事務所から送られてくる納付書と現金を各窓口にご持参のうえ、納付することができます。

- 郵便局、金融機関（信用金庫、農協、銀行など）
- 社会保険事務所
- コンビニエンスストア（一部店舗を除きます）

◆口座から！

各金融機関及び郵便局からの口座振替をご利用になると、保険料の納め忘れがなくなり、たいへん便利です。さらに、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割制度」をご利用になれば、定額保険料（毎月納付）が50円（平成19年度）割引になります。

お申し込みは、納付書に同封されている「口座振替納付申出書」に必要事項を記入し、納付書と預貯金通帳及

び届出印をお持ちになって、各金融機関、役場窓口、社会保険事務所で行ってください。

◆パソコンから！

金融機関のインターネットバンキングサービスを利用し、保険料を電子納付することが出来ます。次の準備が必要となります。

- 利用予定金融機関とのインターネットバンキング契約
- インターネットに接続されたパソコン
- 国民年金保険料納付書

◆携帯電話、固定電話から！

金融機関のモバイルバンキングサービスを利用し、保険料を電子納付することが出来ます。次の準備が必要となります。

- 利用予定金融機関とのモバイルバンキング契約
- モバイルバンキング利用可能な携帯電話、固定電話
- 国民年金保険料納付書

※各バンキングサービスについては、一部金融機関でご利用できない場合があります。ご利用予定の金融機関にご確認ください。

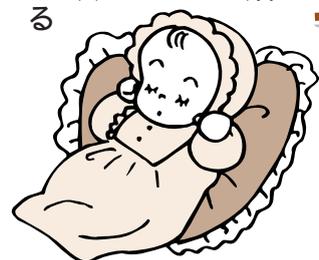
お知らせ

平成19年4月1日から国民年金・厚生年金保険老齢給付諸裁定請求書に係る受給権者及び加給年金額対象者の市町村長の生存証明は不要となりましたのでお知らせします。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

離婚後300日以内に生まれた子の出生届出の取扱いについて

平成19年5月21日から、離婚（婚姻の解消又は取消し）後300日以内に生まれた子のうち、離婚後の懐胎であることを医師の作成した証明書により証明することができる場合、次のとおり出生の届出をすることができるようになりました。



届出の原則

父母離婚後300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定されるため、前夫を父とする嫡出子出生届をしなければならぬ（民法第772条）

5月21日以後の届出

一定の様式による医師の作成した証明書を提出することにより、前夫を父としない非嫡出子出生届（母が再婚している場合には、後夫を父とする嫡出子出生届）をすることが出来る。

【詳しくは】

旭川地方事務局稚内支局 ☎0162-331122
町民課保健福祉グループ ☎5-1111（内線157）